保護者様

吉岡町教育委員会 教育長 山口 和良

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため臨時休業が続いておりますが、お子さんの体とこころの健康管理に様々な配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、今般、県立学校の 5 月 7 日からの再開について、県が群馬県感染症危機管理チームの意見を踏まえ検討した結果、5 月 31 日まで臨時休業措置期間を延長することとなりました。同時に、県知事から各市町村立学校についても県立学校と同様の対応をとるよう要請があり、県教育委員会教育長からも、町教育長あて休業期間を延長するようお願いする旨の通知がありました。

そこで、吉岡町としても、子どもたちの健康・安全を第一に考え、集団による感染拡大を防止するために、下記のとおり臨時休業措置を5月31日まで延長することといたしました。

つきましては、長期にわたる臨時休業による学習の遅れや感染への不安、先生や友達と接する機会の減少によるストレスを感じている児童生徒もいると思われる中、このたびの延長に伴う更なる不安やストレスを少しでも軽減したり、規則正しい生活習慣・学習習慣を送ったりできるよう、各学校では休業中の児童生徒の対応について改めて検討を行います。今後の対応についての詳細は、学校から後日お知らせいたします。

また、学校の指導計画にも遅れが生じておりますが、その対応については、本年度の夏季 休業期間の短縮、各種学校行事の縮小・中止等により補う予定です。

全国に緊急事態宣言が発令され、近隣都県のみならず本県でも感染拡大が続き、予断を許さない状況です。保護者の皆様におかれましては、臨時休業延長についてご理解いただくとともに、家庭におけるお子さんの規則正しい生活習慣・学習習慣の保持と不要不急の外出自粛について、ご指導・ご協力賜りますようお願いいたします。

記

○延長する臨時休業措置期間

令和2年5月7日(木)~31日(日)までとします。

なお、今後の感染拡大の状況、国や県の方針により予定を変更する場合がありますので、 ご承知おきください。

問い合わせ 町教育委員会 学校教育室 0279-26-2286